

# 家庭用品品質表示法における 規制改革実施計画の進捗状況

平成27年11月10日  
消費者庁表示対策課

# 家庭用品品質表示法の概要

法律

## 家庭用品品質表示法

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

政令

## 家庭用品品質表示法施行令

法律の対象となる範囲や手続き等を具体的に定めた施行令

府令・  
省令

### 【内閣府令】家庭用品品質表示法施行規則

→消費者庁長官・都道府県知事・市長の協議、報告書の提出等

### 【共管命令】家庭用品品質表示法に基づく申出の手続き等を定める命令

→申出の手続き、立入検査身分証明書、条例等による適用除外等  
※経済産業省との共管

### 【経産省令】家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令

→経済産業局長が行う事務

告示



繊維製品品質表示規程



合成樹脂加工品品質表示規程



電気機械器具品質表示規程



雑貨工業品品質表示規程

# 家庭用品品質表示法に関する規制改革の閣議決定について

## 1. 経緯

規制改革会議から家庭用品品質表示法の見直しに関して、平成26年6月24日に規制改革実施計画として次の内容が閣議決定された。

## 2. 規制改革実施計画における主な内容

事項名	規制改革の内容	実施時期
家庭用品品質表示の国際整合化①（指定品目の見直し）	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置
家庭用品品質表示の国際整合化②（表示内容の見直し）	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論、結論を得次第順次措置
家庭用品品質表示の国際整合化③（表示・試験方法の見直し、海外への情報発信）	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置

# 規制改革に係る現在の進行状況

## 家庭用品品質表示の国際整合化①（指定品目の見直し）

### 規制改革の内容

政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。

### 対応状況

平成26年度に関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を実施し、指定品目の一部を内閣府令又は告示で定めることとする方向で合意を得た。  
これを踏まえ、政令において全品目を指定することを改め、政令では主要な品目を定めるに留め、その他の品目については内閣府令で定めることを内容とする政令を閣議決定できるよう準備中である。

### 今後の見通し

政府部内の調整が整い次第、パブコメ等所要の手続きを経た上で、改正政令を公布・施行する。また、個別の品目を定めた内閣府令を整備し、改正施行令と同時に施行する予定である。

# 規制改革に係る現在の進捗状況

## 家庭用品品質表示の国際統合化②（表示内容の見直し）

### 規制改革の内容

各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。

### 対応状況

平成26年度に関係事業者等に対し、ヒアリング調査及び意見交換会を実施し、表示内容の見直しに対するニーズを把握した。  
これを踏まえ、平成27年度には、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の事業者等と、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の方向性を具体的に検討し、素案の策定を行うこととしている。

### 今後の見通し

その後、消費者等の意見を踏まえつつ、消費者委員会への諮問等、所要の手続きを経て、平成28年度以降に順次告示の改正を行う予定である。

# 規制改革に係る現在の進捗状況

## 家庭用品品質表示の国際統合化③（表示・試験方法の見直し、海外への情報発信）

### 規制改革の内容

消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。

### 対応状況

- (1) 衣類等の繊維製品の洗濯表示について、国際規格に合わせてJISが改正されたことに伴い、繊維製品品質表示規程を平成27年3月に改正、公布した。
- (2) 電気冷蔵庫の表示について、国際規格に合わせてJISが改正されたことに伴い、電気機械器具品質表示規程の改正作業を進めているところ。
- (3) 平成26年度に繊維製品品質表示規程の英訳を行い、平成27年度に公表した。
- (4) 国際統合化②の作業を進める中で、合わせて国際的な観点からの表示内容の見直しの要否についても検討中。

### 今後の見通し

- (1) 平成28年12月の施行に向けて普及・啓発を行っていく。
- (2) 消費者委員会への諮問等所要の手続きを経て、平成28年3月の公布・施行を予定している。
- (3) 今後も順次英文化を行う予定。
- (4) 国際統合化②の作業に合わせて順次告示改正を行う予定。

# 新JISの洗濯表示記号

—平成28年12月1日以降に表示する記号—

# 現行JISの洗濯表示記号

—平成28年11月30日まで表示する記号—

参考

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる (排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる (排気温度上限50℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

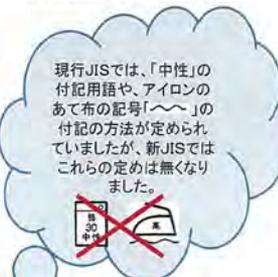


表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用し漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)  
考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あと布使用」 など

表1 洗い方(水洗い)

番号	記号	記号の意味
101		液温は、95℃を限度とし、洗濯ができる。
102		液温は、60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
103		液温は、40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる。
104		液温は、40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
105		液温は、30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗い※がよい。
106		液温は、30℃を限度とし、弱い手洗い※がよい。(洗濯機は使用できない)
107		水洗いはできない。

※弱い手洗いには振り洗い、押し洗い及びつかみ洗いがあります。

表4 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
401		ドライクリーニングができる。溶剤はパークロロエチレン又は石油系のものを使用する。
402		ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系のものを使用する。
403		ドライクリーニングはできない。

表5 絞り方

番号	記号	記号の意味
501		手絞りの場合は弱く、速心脱水の場合は、短時間で絞るのがよい。
502		絞ってはいけなない。

表2 塩素漂白の可否

番号	記号	記号の意味
201		塩素系漂白剤による漂白ができる。
202		塩素系漂白剤による漂白はできない。

表3 アイロンの掛け方

番号	記号	記号の意味
301		アイロンは210℃を限度とし、高い温度(180℃から210℃まで)で掛けるのがよい。
302		アイロンは160℃を限度とし、中程度の温度(140℃から160℃まで)で掛けるのがよい。
303		アイロンは120℃を限度とし、低い温度(80℃から120℃まで)で掛けるのがよい。
304		アイロン掛けはできない。

参考

現行JISにある絞り方の に相当する記号は新JISに無いため、新JIS表示では、必要に応じて「弱く絞る」などの付記用語で表示されることになります。

また、 は、自然乾燥記号におけるぬれ干しの記号()においてその意味を含んでいます。